

2020年3月

(2020-05-特)

「新型コロナウイルス感染患者 検体の取り扱い」のお知らせ

厚生労働省の発表の通り3月6日付けにて新型コロナウイルス検査（項目名：新型コロナウイルスRNA定性）が保険適用となりました。

今回の対象と致しましては、「帰国者・接触外来」及び「帰国者・接触外来と同様の機能を有する医療機関」として都道府県が定めた医療機関（感染症指定医療機関等）で、尚且つ、医師が必要と判断した場合に限るとの旨の通知でございました。また対象施設からの検体搬送方法につきましても、民間検査センターを通さない形で厳格に定められております。

この内容を踏まえまして現時点（2020年3月6日）におきましては、弊社では陽性患者の検体搬送・検査実施、ならび、感染が疑われる患者からの特定の検査材料（喀痰・咽頭ぬぐい液など）の搬送・検査実施することは一切出来ません。

つきましては弊社における新型コロナウイルスに関する検体材料別の取り扱い方を下記に取り急ぎご案内致します。

新型コロナウイルスの状況は日々変化しています。弊社の対応を変更した時にはお知らせ申し上げます。

記

新型コロナウイルスに関する検体材料別の取り扱い表

	陽性	疑い
血液・血清	X	○
(喀痰・咽頭ぬぐい液など) 口腔気道又は呼吸器材料	X	X
それ以外の材料（尿・便）	X	○

※現時点でコロナウイルス陽性患者様からの検体はいかなる場合もお受けできません。

※感染リスクの高い口腔気道又は呼吸器材料からの検体はお受け出来ません。